

ツキノワグマとの 共生に向けての 取り組み

京都府レッドデータブックに登録されたことを機に狩猟による捕獲を禁止するとともに、特定鳥獣保護管理計画を策定して、「ツキノワグマの安定的な個体群維持」と「人身被害の回避及び農林業被害の軽減」を目的として、各種調査、事業等を実施しています。



▲電気柵の設置状況



野生鳥獣生息動態調査

ツキノワグマの分布や生息数の把握、出没情報の解析等の調査を実施しています。

クマの狩猟禁止措置

京都府では平成14年度以降狩猟による捕獲は禁止となっています。ただし、人身被害や農林業被害が発生した場合の有害鳥獣捕獲は実施しています。

ツキノワグマ保護管理事業

イノシシやシカの捕獲を目的として設置された檻やくくりわな等に誤ってクマが捕獲される事例が発生しています。

誤捕獲されたクマは放獣しなければなりません。放獣作業に危険が伴うため、専門機関に委託して実施しています。

また、狩猟者に対して、クマが逃げられる構造のわなの使用やくくりわなによる捕獲技術の向上について指導啓発に努めています。

クマ剥ぎ被害防止事業

クマ剥ぎが発生している地域において、テープ等の巻き付け作業に対する補助をしています。

平成15年度から3年間は緊急対策として補助率85%で実施しています。

有害鳥獣防除施設設置事業

電気柵の設置に対する補助を実施しています。(資材費に対する50%以内の補助)

ブナ科堅果類結実調査

クマの民家周辺への出没に影響があると考えられるブナやナラの実の豊凶状況を調査しています。

出没と豊凶の因果関係を予測することにより、効率的な防除が実施できます。